

第12回 生活基盤TF議事概要

日 時 : 平成21年2月13日(金) 15:00~16:00

会 場 : 永田町合同庁舎2階 207会議室

議 題 : 有識者からのヒアリング及び意見交換

消費者の立場から見た貸金業制度の問題点等について

出席者 : ○規制改革会議

福井委員、石川専門委員

参考人 堂下 浩 氏(東京情報大学 総合情報学部 准教授)

○NPO法人女性自立の会

理事長 有田 宏美 氏

○消費者

釋尾 政江 氏

議 事 :

○事務局 それでは、初めに有田様から20分程度お話いただきまして、引き続いて釋尾さんから10分程度お話いただきます。その後意見交換とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○有田氏 NPO法人女性自立の会の有田です。どうぞよろしくお願いいたします。

10日に毎日新聞の「家計簿から見る日本史」に、私どもの会の活動、相談者の体験談が掲載されました。新聞に出ますと全国から相談の電話があります。借金問題がいろいろなところでクローズアップされていてもまだまだ情報は伝わっていないし、悩んでいる人は沢山いて、この数日は応対に追われる日々でした。

私どもの会は、一言で申し上げますと、多重債務に陥った女性の相談窓口でございます。今回は多重債務問題解決に、貸金業法の改正が有益なのかどうなのか、私自身が常々、多重債務の現場で相談者と接してきて感じたことを、お話しさせていただきたいと思います。

最初に私どもの会の活動について、簡単にお話しさせていただきます。私どもは1996年より活動を始めました。活動をスタートさせた経緯は、私の父親が、何人もの知人に頼まれて借入れの保証人となっておりましたが、バブル崩壊後、その債務が自分の身に及ぶようになると、営んでいた事業にまで影響をきたし、倒産に追い込まれる事態となりました。ある日突然借金という問題が家族の身に降りかかり、その問題はやがて私の身にも降りかかってきました。その時の私は、相談場所もわからない。だれに相談すれば良いかわからない、どう対処すれば良いかもわからないという状況の中、誤った判断をしたり、間違った対処が、状況を悪化させてしまう危機感を感じた経験から、「悩んでいる人の話を聞いてあげたい。進むべき道を一緒に考えてあげたい」と思い立ち、この活動をスタートさせました。

2000年の6月には、NPO法人女性自立の会として、東京都の方から認証をいただき、現在に至

っています。

これまでに、3,000 人から 4,000 人程の借金に悩む人の声を聞いて参りました。一番若い相談者の方で 21 歳の方から、一番御高齢の方で 78 歳の方の相談を受けたことがあります。この方は年金が頼りの生活状況で、30 年以上も借りては返す自転車操業を続けていました。

債権社数では、少ない方で 1 社、一番多い方だと 71 社からの借入があった方もいました。この方はヤミ金融から何十社も借り入れをしていて、中には、車の中で契約させられたというのも幾つもありました。

債務額についても一番少ない方では、30 万円ぐらい、最高で 17 億 8,000 万円の債務を抱えて相談に見えられた人もいます。

債務の額、陥った状況、年齢はそれぞれだけれど、1 つだけ共通していることは、みんな、できることなら人生をやり直したいと願っているということです。

ただ私は、「借金を解決する」とことと「人生をやり直す」とことは、別のことだと考えています。借金を法的に解決できたとしても、同じことを繰り返さないで、その人の人生を再起できるかどうかというのは、法律ではなくて、その人の再起への意欲が大きく左右すると考えています。実は、借金の解決よりも、人生の再起の方が何倍も難しいということを私自身が、父の人生を目の当たりにしたり、あるいはこれまでたくさんの相談者と向き合ってきた中で感じて参りました。

ですから、私たちは「同じことを繰り返さない」ことが何より大切であって、再発防止のために、フェイス・トゥ・フェイスのカウンセリングを行うことで、その人自身が自分と向き合い、自分のどこに問題があったのかに気付いていくよう導きます。カウンセリングは、私どもの会のコアになる活動です。継続的なカウンセリングの後、私どもでは相談者のための再発防止勉強会として、「再生プログラム」という勉強会を毎週第三土曜日の午後 2 時から 4 時まで、1 か月に一度行っております。

それについては、本日お配りした私どもの会報の中で報告しておりますが、具体的には、家計管理の仕方や心の持ち方について、同じ経験をした人たちが集まり、意見交換をしたり自分の言葉で心の内を述べることで、自分の心と対話し、生活の立て直しに取り組んでおります。この勉強会はとても重要だと考えております。実際、この勉強会に出席している人の多くは、3 年で完済する個人再生法を法律家の指導のもと行った後、残った債務を 1 年ほどで完済する方が珍しくありません。もちろん貯金も平行してできています。参加者の中には 3 度同じことを繰り返した後、当会に相談に見えられ、現在勉強会で学んでいる方がおりますが、彼女は、孤独から解放され、現在前向きに再生に取り組んでいます。また人にノーと言えず、次々と勧誘に応じてきた人が、勉強会で自分の思いを言葉にすることで、今では「要りません」、「必要ありません」と言うことができるようになり自信ができたという効果が相談者の方からも上がっています。

借金の問題、法律がなければ解決できません。しかし法的に解決すれば、その人の抱えている問題は全て解決するかというと、一概には言えない部分があると思っております。例えば、法律で解決すれば借金はゼロ、あるいはその人の収入の中で支払える返済額になっているはずですが、しかし実際には何割かの方は再び債務を繰り返している。それはなぜか？、多重債務の問題は、目に見え

る「債務」ではなく、その人の心の持ち方、生活習慣、環境に起因していることが多いからだと思います。例えば法律で債務を解決したとしても、その人の金銭感覚、考え方、受け取り方は何も変わっていません。環境は何も変わっていないわけですから、同じことに陥る危険性を秘めたままのリスタートになっているのです。ですから私は多重債務問題の解決には法律の解決と同時に、その人の生活の立て直しを行う必要があると考えております。

先日、私どもに1通のメールが届きました。そのメールには「昨年8月に会社の業績不振で解雇となってしまい、仕事を探してもなかなか見つかりません。仕事が見つかったら再び返済ができると仕事を探して、これまでやってきました。」と書かれてありました。彼女はすでに20社以上面接を受けましたが、採用まで至らず、失業保険も間もなく終わりとなり、貯金もなく、キャッシングをして返済してきましたが、このままではもっとキャッシングをしてしまうと思い、すがる思いで債務整理で有名な法律事務所に相談に行きました。しかし事務的に詳細を聞かただけで、結局は無職では、報酬の返済能力がないということで断られてしまいました。「月曜日にほかの弁護士に相談の約束をしていただきましたが、また前の弁護士と同じことを言われるのではないかと怖いです。今でも仕事は一生懸命探しています。でも無職では、弁護士先生に相手にしてもらえないのでしょうか」という内容でした。

早速その方にお会いして、事情を聞きました。有名な先生だったし、ホームページを見ると優しい言葉が書いてあるので、「私はすがる思いでした」と涙ながらに話されました。早速、その法律事務所のホームページを開いてみました。確かに優しい言葉が並んでいました。しかし、実際に相談所に行かれた方は、その事務所で対応していただいた先生から何と言われたかという、「無職だったら弁護士費用も支払えないでしょう。うちの事務所は最低20万円以上の収入がないとお引受けすることはできませんから」と言われて帰されたそうなんです。私は「法テラスなりの紹介をしていただきましたか？」と尋ねると、その説明はなかったそうです。

私は多重債務の問題の解決を考えたときに、今、債務を抱えている人の借金の整理と同時に、同じことを繰り返さないための再発防止、同時に多重債務に陥らないための未然防止に取り組むことが必要があると思っています。

貸し手、相談を受ける側、法律家が、それぞれの立場で、自分に「何が必要なのか」「何はできるか」、を考えてもらいたい。そして今、自分たちにできることから取り組んでいただきたいと願っております。

お手元にお配りしましたアンケート調査は、私どもが平成20年度厚生労働省の社会福祉推進費補助事業として、過去の相談者に対してアンケート調査を行ったものです。

今日は時間がないので、後で見たいと思っています。サンプル数が100ほどと少ないのですが、これは私自身のこだわりでもあります。私は相談者に対して「明日私を思い出さなくてもいい。明後日私を思い出さなくてもいい。ただ、もし何かで困ったとき、私がいるということを思い出してほしい」と伝えていきます。ですので過去の相談者に対して、アンケート調査をお願いすることは本意ではありませんでした。ただ、この体験者のメッセージが、今も悩んでいる方のためになるならということで、120名ほどの方に郵送したところ、本当に一生懸命に答えて返送くださ

いました。お一人おひとり丁寧に答えてくださっておりますので、信憑性のある真実の声、体験者の声だと思っております。

この中で特に見ていただきたいところが2つあります。一つは問2の「初めてカードを作ったきっかけは？」です。デパートやスーパーで買い物をする際に勧められてカードをつくったという方が38%、ショッピングのクレジットを利用した方が17%、銀行で勧誘された方が13%でした。

デパートやスーパーのカード、ショッピングローンなど買い物の類は十数%の利息です。つまり法定利息内なんです。銀行で勧誘された、銀行のカードローンというのは8%から十数%ぐらいです。全体の8割の方が、きっかけはクレジットカードを使用したことだったとわかりました。

その右横に「その他」11%とあり、その中でその分類の中で、消費者金融からつまり18%以上法定利息以上のところから最初に借り始めた人は、わずか3%だったのです。実は私どもの相談者の大半が、この結果にも出ているように、きっかけはどこにでもある、だれにでもある、勿論私でもある、1枚のクレジットカードだったのです。法定利息内の買い物でも、「つつい使いすぎてしまい」収入の中で返済ができなくなると、次は、不足分を捻出するために、これまで買い物に利用していたデパートや信販のカード、あるいは取引銀行のカードローンよりキャッシングして返済にあてる。やがて手持ちのカードの借入枠が無くなると、新たにカードを作成したり、消費者金融へ借りに行くようになるのです。

つまり、法定利息内であってもすでに多重債務、過重債務になっているという現実を見逃さないでいただきたい、この現実を抜きにして議論しても解決には繋がらないと思っています。

実際に私どもの会報に「相談者の声」というコーナーがありますが、そこに書かれている「最初のきっかけ」として多いのも、独身の頃からもっていた銀行のローンカードやクレジットカードの使用です。ある相談者は15年で650万の借金に膨れ上がり、1か月のお給料を上回る金額を毎月返済しなければいけない、何とか捻出しなければと思ったときに、手持ちの銀行のローンカードやクレジットカードに付帯しているキャッシングからお金を借りて補うことで、自転車操業に陥った。手持ちのカードの借入枠がいっぱいになると、今度は消費者金融より借入返済に当てるようになったということを書いています。次に「問4-1. 相談するまでにどのぐらいの時間がかかりましたか？」を見ていただきたいのですが、実は借金ができてすぐ相談に行く人というのは少ないんです。相談に行くことに対して恐怖や不安がある。問4-4を見ていただくとわかりますが、どこに相談に行ってもいいかわからない方、実際に相談場所はあっても、そこが安心な場所なのかどうかかわからなかった、つまり不安だったということが、書かれてあります。

相談者の前には大きくて深い川があるんです。その対岸に、相談所があったとしても、その川を超える勇気を持つのに時間がかかるのです。収入がないと断れるのではないか、お金がないから相談できないのではないか、あるいは相談に行ってもだまされたらどうしようと悩んでいるんです。

ですから、勇気を持って相談に来た人に対しては、「収入がないからうちでは引き受けられない」というだけで帰すということだけは、やめてもらいたいと思います。

ただ一言の、優しい言葉がけ、ただ一つの道の示し方、例えば「お金がなくても大丈夫。法テラスに相談にいったら」と言葉をかけるだけでも、借金の整理に臨む勇気が持てると思うのです。ただ残念ながら、法テラスに相談に行ったけれども途方に暮れて帰ってくるという相談事例もあり、

相談場所への告知、誘導の難しさ、そして応対する者の未熟さを感じています。

最後に、私自身が今回の貸金業法の改正について感じていること、利息の引き下げ、個人の貸し付け枠、返済能力を法律で一律に規制してしまうことでは多重債務問題の解決につながらないと考えております。

借金を抱えて居て悩んでいる人に、相談場所の告知さえ周知されていない今、借りられなくなった人は、相談に行くのではなく、貸してもらえる所に行くのです。私は、業者だけを規制するのではなく、借り手の教育こそが必要だと考えています。

この多重債務の問題自体が、実はまだまだ一般に知られていません。「特別な人が陥る特別な問題」なのです。特にこれだけ情報があふれている世の中であっても、情報を必要としている人のところに正しい情報が届いていません。これだけ法律が整備されたといっても、本当に必要な人に、法律はやさしく理解ができていません。ですから、私は、規制だけではなくて、借りる側に対する、正しい知識、情報の提供が必要だと思います。いまだに、自己破産をしたら一生人間として失格者で、間違った知識に怯えている人が非常に多いのです。正しい情報を伝える、これこそが私たちが今、しなければいけないことで、消費者教育は、どこからでもだれからでも発信できると思っています。消費者を被害者にしないためにも、消費者一人ひとりを過剰に保護するのではなくて、消費者一人ひとりに知る機会、学ぶ機会を与えてもらいたいと思っています。

多重債務者の問題に携わり、多重債務者問題にかかわっている人に対しては、自分たちの利益ではなく多重債務者の再生、今、この人の再生に何が必要で、私は何ができるのかということを実に考えてもらい取り組んでいただきたいと切に願っています。

以上です。

○事務局 続いて釋尾さんの方からお願いいたします。

○釋尾氏 釋尾政江と申します。赤坂で33年間、音楽を中心に聞いていただくお店を開きまして、一応、株式会社からから屋という名前になっております。私は専務取締役をやらせていただいております。

この度は、国を代表なさいます学識経験者の皆様の前で、私の小さな体験話を聞いていただくことになりまして、心から御礼を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。大変、こういうところでお話しすることは稚拙ですので、そここのところをよろしく御解釈くださいますようお願い申し上げます。

今から5年前、私の息子が生まれたころからずっと、医師になることを希望してまいりました。ある銀行の行員さんから、お宅の息子さんがもし医者になるのであれば、うちから入学金その他を全部負担させてもらいますと、そして負担していただくに当たりまして、私が恵比寿の駅前に持っていますマンション、これは24年前に購入したのですが、借金はありません。私のものになっております。それを3DKで、恵比寿の駅前で同じ人が毎月17万円で借りてくれました。そして、全く滞りもなくずっと借りていただいて、現在に至っております。もう24年になります。

しかし、それを1,000万余りを借りるのに、今は大体2,000万ぐらいの価値があるかと思いますが、受験時に、合格発表の15日ぐらい前にいきなりその銀行が貸さないとやってきました。そ

の理由を聞いてみました。受験時から7年前にさかのぼりまして、主人がうっかり1年間、固定資産税の支払いを忘れてしまったんです。即注意を受けまして、支払い済みでありますけれども、それがブラックリストに載っていますからお宅には貸せませんということでした。

ところが医学部の受験生というのは、100人るところを3,000名ほど来るんです。ですから次点の人に即合格通知をいただいて、1週間以内に即支払いをしないと次点の人に回されてしまうんです。そして私は生まれて初めて、消費者金融というところに参りました。ある営業所に行きましたら、4日間で即現金を出してくださいました。

そして息子は入学しました。大変手前味噌で親ばかですが、1番で入ったということで入学時から学生委員長に命じられまして、それから2年生のときはUCLAに学校からフライト代まで出させていただきまして、1か月半留学、2教科とって帰ってまいりました。今年の6月にも学校の代表として、今度はハワイ大学に1か月間行かせていただくことになりました。

その間にずっとうちの息子は、学校に白馬診療部というのがございまして、ドクターになっている方たちの後について、無料で白馬に登ってくる人たちの、診療に当たっている先輩の先生方について、勉強しながらやっております。無料診療の手伝いをさせていただいています。年間何回も登ってまいります。

もしうちの息子がその消費者金融で貸していただけなかったならば、医師という道は閉ざされていたかもしれないんです。来年ということがあったかもしれませんが、来年になりますともしかしたら落ちていたかもしれません。前年度お金が払えなかった人は、学校の方で、この子はもう払えない子だからいらないと、私立ですから言われたかもしれない。そしてつなぎとして借りまして、あとは別の銀行から貸していただきまして、お家賃の中から払っていますので、大半は返し終えました。

貸してくれましたときに、消費者金融の方がおっしゃいました。このお金で、いいお医者さんになってください。本当に困っている患者さんを心から助けてあげられる、いいお医者さんになってください。

涙が出ました。借りていた期間は3か月ぐらいでした。その後に別の銀行で貸してくださいまして、お家賃で払っていますからそのまま、今、うちの息子は医師としての希望に燃えて一生懸命勉強しております。

つなぎとしての消費者金融、これは大変ありがたいことだと、私は生れて初めて、足が震えながら消費者金融のドアをたたきましたけれども、本当に消費者金融があるということで、1人の希望に燃えた医師が生まれたことを、皆様には是非知っていただきたいと思います。

そういう意味で、消費者金融の方たちがどういう目的で消費者金融を利用するのかとよく知った上で、希望のある方には貸していただきたい。銀行が絶対にノーと言っている人たち、その銀行の在り方にも大変な疑問を持ちますから、私としましては、個人的にこの人はきちんと返せる人であるかどうかというフレキシビリティを金融業者全員に持ってほしいと思います。ましてや、消費者金融で借りた人間が将来、もしかしたら新しい医学の発見をするかもしれません。大変手前味噌で親ばかですけれども、教授たちにもかわいがられ、同級生にもかわいがられ、下の者にも慕われ、

上の先生方にもかわいがっていただいております。お前は絶対いい医者になると言ってくださっています。

そういう本当に、人間を救おうという希望に燃えた医者になる者がもしその消費者金融がなかったら、うちの子は医者になれなかったかもしれません。そこのところを是非皆さんに御理解いただきまして、こういう消費者金融への御理解をいただきたいと思います。つなぎとしての消費者金融、大きな存在であると、このたびつくづく知らされた1人でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。それでは、先生方の方から御質問、意見交換などをお願いいたします。

○堂下准教授 私の方からよろしいでしょうか。

○有田氏 はい。

○堂下准教授 有田さんにお伺いしたいんですが、有田さんから提示された資料、つまり「自立の会」の6ページ目の活動報告で、有田さんが書かれた部分についてです。有田さんが韓国への視察団として参加した報告書のところで、金利の話とか、消費者団体の話とかに言及されていますが、この辺についてコメント、解説をしていただけますか。

○有田氏 はい。その報告書には私自身が感じたままを書いているんですけど 貸金業法の改正が行われたとき、正直私は違和感を感じました。今回、韓国の消費者連盟と金融監督院に伺い、利息について話をきかせていただきましたが、両者とも、韓国では現在利息は49%だけれども、これ以上上げることは好ましくない。なぜなら違法な業者が増えるからだと話しておられました。実際私も利息が18%になって、あるいは総量規制をしかれて、借りられなくなった人が、もう借りられないから相談に行こうと思いつち、行動に起こすか？というところ、先ほど言ったように、相談場所がわからない、相談先が不安、家族に知られたくないという思いから、まず借りられる先を探すのです。実際に最近の相談者で、やっとお金を貸してもらえるところが見つかり、相談したところ、とても優しく対応してくれたと話すのです。私はその話を電話で聞いて、そこは間違いなくヤミ金融だから、一日も早く債務相談に来た方がいい、相談に行った方がいいと伝えました。しかし彼女から帰ってきた言葉は、「いや、そのヤミ金は優しいから大丈夫」なのです。

とはいっても、1週間で6割の利息です。優しいとか優しくないとかのレベルではないと思うのですが、彼女にとっては、貸してくれるところが必要だったのです。本人が自分の状況に気が付いて相談に来るということは、とても難しいことなのです。ですから、正しい情報、相談場所の告知、その受け皿さえ満足に整っていない今、一律に利息を下げたから多重債務問題が解決されると考えることには、違和感を感じていたので、今回韓国に行って、利息というものは安易に下げるべきではないし、業者間の競争で下げることが望ましいとおっしゃっていましたが、私は全くそのとおりだと共感できました。

あと韓国には、「信用回復委員会」があり、その委員会が貸し手側に話をして、借り手の返せる範囲を見極めて返済額など話し合いをしていくのだそうです。

昨日届いた相談メールには「相談に行ったら即自己破産と言われて私は怖くなってしまいました」

という一言があったのですが、やはり相談者本人の意思をきちんと確認し、その心と向き合っている。もし仮に自己破産しか選択枠がない場合でも「自己破産でも怖くない」ということを、相談者にわかるように、不安を一つずつ解決してあげてほしい、そして生活再建のめどを立ててあげる。法律との中間機関が日本にも必要だと強く思いました。

○堂下准教授 そうすると、上限金利の引下げに関して、韓国の消費者団体の主張と日本の消費者団体の主張にかなり違和感をもったということですか。

○有田氏 そうですね。私は、金利は本来、貸し手の業者間の競争で下げることが望ましいと思っておりましてし、私は、相談者の私は自立を願っていますので、全てを一律に守る、規制して保護することが、消費者を育てることにはつながらないと思っておりましてので共感できる部分でもありました。

○堂下准教授 ありがとうございます。あと、私の方から釋尾さんに質問ですが、本年2月9日号の「週刊AERA」の記事で、釋尾さんの息子さんの話が出ておりますが、若干今日のお話と違う点がありますね。

○釋尾氏 本人が勘違いしているかと思います。

○堂下准教授 そうですね、AERAの記事にあるように「自宅を担保にして借りた」ということではないんですね。

○釋尾氏 自宅ではございません。私が持っています、恵比寿の駅前のマンションを担保にしています。

○堂下准教授 そういうことですね。

○釋尾氏 そうです、私個人のもんです。

○堂下准教授 そのときに、消費者金融会社から不動産担保ローンで借りられたと思うんですが、5年前、金利は何%だったんですか。

○釋尾氏 たしか18%だったと思います。

○堂下准教授 18%ぐらいだったと、なるほど。

○釋尾氏 もう短期間のつなぎという考えでしたので、とにかく50%でも借りたいと思いました。

○堂下准教授 そうですか。極端な話ですが、家を売却すればどうにか凌げるという背景があったから、高金利であっても、つなぎ資金をとにかく確保することが最優先されたのですか。

○釋尾氏 そうです。

○堂下准教授 わかりました。それで、初めに借入を申し込んだ銀行の審査期間は何日ぐらい要したのですか。

○釋尾氏 どのぐらいかけたのかは全然わからないんです。いきなり。

○堂下准教授 唐突に。

○釋尾氏 はい。

○堂下准教授 なるほど。

○釋尾氏 いきなりうちの係の人が、あちらの方からうちを使ってくださいとずっと言い続けてきたんです。ところが、いきなり貸しませんと言ってきたのが15日ほど前でした。

○堂下准教授 なるほど。そうすると、消費者金融の場合、審査期間は何日ぐらいで終わったんですか。

○釋尾氏 全部で4日か5日ぐらいです。

○堂下准教授 4日か5日ですか。

○釋尾氏 4日ぐらいだったような気がいたします。

○堂下准教授 釋尾さんのケースですと、この4日という期間が極めて重要な意義をもっていたわけですね。

○釋尾氏 審査から出るまでが4日ぐらいでした。お願いに行って、出るまでが4日間ぐらいでした。

○堂下准教授 なるほど、わかりました。いずれにしても審査期間が短く、現金がとりあえず手に入ったというのが一番優先されたわけですか。

○釋尾氏 はい。学校にお支払いできました。

○堂下准教授 それで、そういう経験を釋尾さんはされましたが、ある意味、消費者保護という観点で、厳格な総量規制や上限金利の規制により、今後つなぎ資金の確保が極めて難しくなってくると思われまます。釋尾さん自身はこうした消費者保護の観点による厳格な経済規制をどう評価されまますか。

○釋尾氏 これからは難しくなるんですね。

○堂下准教授 ええ、総量規制とか金利規制で多分、いきなり1,100万円を貸して下さいという契約は難しくなると思います。

○釋尾氏 もしそういうことになったら、次点の人がもしかしたら、払えたら入ってくると思いまます。

○堂下准教授 当然そういう形になりますね。

○釋尾氏 ところが大した点差はないにしても、その次点と0.5点でも、その子の幅は随分違うらしいんです。

これは統計学者の佐久間昭さんという医科歯科大学の教授から聞いた話ですけれども、0.5点というのは0.5点ではないと、物すごく大きな差だということを知りました。それは医学生を見ていて感じることもんだそうです。

○堂下准教授 ある意味、本来医者としてふさわしくない人が医者になってしまう可能性が起きてしまう。多分それは、資産を持っているがゆえに、許されてしまうということです。つまり、格差を広げるといえることでしょうか。

○釋尾氏 そうですね、裕福な医者で、医師を志さないままに、うちの子の同級生にもありますけれども、ただ親から言われて勉強して、医学部に入ったことがゴールになっている学生がいるということを知っています。医学部に入ったことはスタートだと、うちの息子は考えています。しかしゴールになっている子が留年したり、卒業できなかつたり、卒試に落ちたりという子がたくさんいるそうです。

医師という職業に対する熱い思いとか、自分はこういう研究をして何とか頑張ろうとかいう、そ

ういった医師になろうという熱い思いを持っている学生が貧しい人で除外されて、家が裕福だから、幾らでもお金が出せるからという人が嫌々勉強させられて医学部に入ってゴール。うちの子に聞いてみますと、スタートではないという子が多いそうです。

○堂下准教授 今後、釋尾さんのようなケースが、難しくなってくると、本来医者になるべきではない、お金を持っているだけで、医師としての志しの低い医学生が増えてしまい、同時に格差がどんどん広がっていく可能性があるということですね。

○釋尾氏 それは大変危惧することだと思います。本人も辛いということを行っているようです。

○堂下准教授 ありがとうございます。

○福井委員 今、固定資産税の滞納の記録でブラックリストにというお話がございましたが、固定資産税の滞納というのは自治体の話ですね。

○釋尾氏 はい。

○福井委員 自治体から信用情報機関に、そういう登録が行ったということなんでしょうか。

○釋尾氏 金銭的な問題は主人が全部やっておりますので、よく聞いてみましたら、滞納したので国税から差し押さえがきたそうです。

○福井委員 差し押さえは、不動産の差し押さえですか。

○釋尾氏 そうだったと思います。しかしすぐお支払いして、それはきれいに消えている。貸さないとやってきたのは、その後の話なんです。

○福井委員 銀行にもそういう税の滞納情報というのは行くんですか。私は初めて聞いたんですけども。

○釋尾氏 持っておりました。

○福井委員 そうですか、知りませんでした。

○有田氏 登記簿に載ってしまっているのではないですか。

○石川専門委員 登記簿に載っているんですか。

○有田氏 うちの父は載っていました。登記簿に、国税が第一順位に来ていました。

○福井委員 記録として登記簿が開示されていると、もうわかってしまうわけですか。

○有田氏 登記簿はだれでももらいにいけるものなので。

○石川専門委員 釋尾さんにお聞きしたのは、時期はいつ、何年の話なんですか。改正前に言われたんですか。

○釋尾氏 今、5年生ですから5年前です。

○石川専門委員 2003年ごろはそんなに厳しかったんですね。

○福井委員 余り請求、督促とかがなくて、いきなり差し押さえだったんですか。

○釋尾氏 多分督促はあったと思いますが、実はそのころ5つ家がありまして、今は4つになっていますけれども、実際に使っているのが2つ、3つ貸してあったんです。ですから主人がどこかでうっかりしたのではないかと思います。

○石川専門委員 なるほど。それで初めの銀行では断られて、別の銀行で結局借りられたということですか。

- 釋尾氏　そうです。
- 石川専門委員　後の銀行はそれを問題にしなかったわけですか。
- 釋尾氏　問題ありませんでした。
- 石川専門委員　あのころは、2003年か2004年ですね。
- 釋尾氏　そうです。
- 福井委員　担保があっても、そういうことは気にするんですか。
- 釋尾氏　そういうマニュアルがあるということ、後で伺いました。
- 石川専門委員　それはそうなんでしょうか。
- 福井委員　抵当権があれば、直感的には余り不安がないようにも思います。
- 釋尾氏　しかも最初から借りてくださっている方が、17万の家賃をきちんと支払ってくださった、それも記録に残っておりますので、安定した収入で返せる範囲だと思います。
- 福井委員　そういう意味では、銀行の非常に厳格な融資基準にたまたま漏れたときに、急場を消費者金融でしのがれて助かったというケースというわけですね。
- 釋尾氏　そうです。
- 石川専門委員　まさに存在意義ですね。貸金業の存在意義です。
- 福井委員　先ほど50%でもお借りになったとおっしゃいましたが、金利が高くても借りられる方が、借りられないよりやはりありがたいという、そういう御実感でございませうか。
- 釋尾氏　先ほども申しましたとおり、医学部というのは、100人とるところを3,000人もくるんです。ですから、次点の人にすぐ回ってしまうんです。学校の方も、1人の人間を医師にするために1億円ぐらいかかるそうなんです。そうしますと、やすやすとお金を払える人を入学させた方が学校の利益にも通じるということになると思います。
- 福井委員　有田さんにお伺いしたいんですが、女性という性差による、借金とか消費者金融に対する考え方や姿勢やセンスについて、男性と違う側面としてはどういう点があるとお感じになりますか。
- 有田氏　私どもは女性自立の会という、女性の相談窓口だと掲げてはいるんですが、実際に毎年大体2割の男性の相談者が、相談に見えられています。
- 福井委員　男性でもいいんですか。
- 有田氏　男性が直接連絡をとってきた場合は、私たちとしては相談を受けかねます。ただその場合は、他の相談先を幾つかご紹介します。例えば奥さんが旦那さんの借金を相談してくるとか、お母さんが息子の借金を相談してきた場合などは、同伴の元で相談を受けています。性差があるかと言われると、私自身は余り感じていません。
- 福井委員　先ほどの、なかなか相談に踏み切れないというのも別に男女差はないということですか。
- 有田氏　むしろ法律的な手続きは男性の方が躊躇するように感じています。
- 福井委員　体面を気にするということでしょうか。
- 有田氏　はい。社会的な地位もあるし、持ち家の場合など、抱えている物が多いように感じます。

実際に夫婦で相談に来たケースでも、まず奥さんに自己破産の手続をとらせてみて、社会的に問題なさそうなら夫もというケースも結構あります。

○福井委員 例えば、いわゆる多重債務に陥って自己破産とか、あるいは過払い金の返還請求をしたいという御相談もあるんでしょうか。

○有田氏 はい。当会は、借金で悩んでいる人の相談窓口ですから。

○福井委員 基本的には借金なんですか。

○有田氏 そうです。

○福井委員 悩みの理由の、借金で悩む方だけが対象ということですか。それとも、たまたまそういう方が多いということですか。

○有田氏 当初は女性の悩み全般について相談を受けていたんですけども、私自身が父親の事業の失敗という経験があってこの世界に入ったものですから、いつしか多重債務に特化していき、現在では全体の9割の方は借金の相談から入っています。

ただ、借金の話だけで、借金問題が法律家により解決できたから全てが終わりかというとはなくて、借金の問題の背景には夫婦間であったり親子間だったり、職場の問題だったりがある。そちらを解決しなければ、借金の根本的な解決にはならないと考えています。

○福井委員 過払い金の返還については例えば弁護士をあっせんされたりとか、あるいは具体的に窓口になって掛け合われたりということもされるんですか。

○有田氏 過払いは今、言葉が一人歩きしていますから、「過払いできますか？」という相談が多いのは事実なんですけど、まず相談者に会うということ、そして必要であれば、公的な機関を紹介します。例えば法テラス、弁護士会、司法書士会、あるいは最近では役所の相談窓口などです。ただ中には、そういう場所には相談に行きづらいという方には、私どもの活動を理解して協力して下さっている先生たちもいらっしゃいますので東京の先生でよければとお伝えします。

○福井委員 どちらかというともメンタルなケアを対応されるわけですか。

○有田氏 そうです。相談者は頭の中が混乱しています。先ほどのアンケート調査にも出ているんですが、まず何からの情報が入ったら、インターネットで調べるといって人が圧倒的に多いんです。

インターネットというのはどんどん開いていけますから、返って頭の中に情報が入りすぎて混乱を招いてしまい、情報が錯綜してしまいます。ですから、情報を整理し、何が不安かなのかを一つ一つひもといていく。同時に生活を整理する上では家計を見直す必要がありますからその人の収支を聞いた上で一緒に解決の道を探っていきます。

○福井委員 なるほど。

○堂下准教授 全情連で、過払いに関するフラグが削除されるという話があります。仮に全情連の過払いに関するフラグがなくなったら、どうなりますか。つまり、有田さんが今まで多くの多重債務者と面接してきた経験から、過払いに関するフラグがなくなることによって、どういうことが起きるんでしょうか。

○有田氏 フラグを外すか外さないかというのは、本当に難しい部分だと思うんです。ただ、私どもの相談者を思ったとき、私はフェイス・トゥ・フェイスで、1回1時間から1時間半、何度も

相談者を見ているわけです。そうすると正直言って、今この人にお金を貸したとしても多重債務にはならないだろうと思う人もいれば、この人にはまだ、お金は貸していけないと思う人がおります。それは一律にははかれないものです。実際に私どもの相談者の中でも、過払い請求をしたら借りられなくなるから嫌だからと言って借入れを繰り返しながら返済を続けようとする人がいます。ですから、この話も法律で一律に決められることではないと思います。

○福井委員 今、実際に相談される方は、かなり借金が膨れ上がって悩んでおられるという、基本的にはそういう類型の方が多いわけですね。

○有田氏 そうです。これもアンケート調査に出っていますが、大体平均で7枚ぐらいのカードを利用しています。相談者の平均債務額は去年は370万ぐらいでした。

○福井委員 それで、例えば1回何らかの形で処理をするとか完済をするとして、その後また同じようなパターンで、借金で苦しむようになるという方は余り出てこないんですか。

○有田氏 私どもの会ですか。

○福井委員 はい。

○有田氏 そうですね、実際に再び債務ができたと必ず相談にきていただけたのでしたら把握はできるのでしょうか。ただアンケート調査によると、「再び借金ができましたか？」という質問に対して、100人のうち7人の方が「はい」と答えています。

その内訳を調べると、親族、身内が3人。次に無利息で友人から借りたという方が1人いらっしゃいました。一般の大手消費者金融からは貸してもらえませんので、ヤミ金融という人も一人おりました。その方は私どもに相談にきましたので、すぐに法律家のところと一緒にいき、対処いただきました。

○福井委員 そうしますと、自己管理も前よりは適切にできるようになったということでしょうか。

○有田氏 それは双方が望んでいるので、家計指導は相談にいらした時点からスタートさせています。

○福井委員 わかりました。

○堂下准教授 大体わかりました。

○福井委員 本日は大変貴重なお話をありがとうございました。またいろいろ御教示いただければと思います。

以 上